

2024

5月

No.601

かりや+

か

り

や



「桃色の楽園」刈谷市ミササガパーク

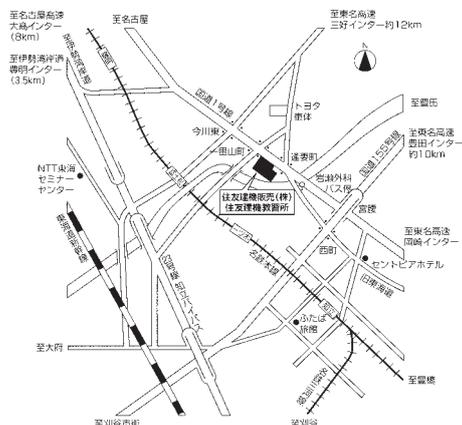
写真提供：渡部 修 氏

も く じ

着任挨拶.....	1	2023年度 第3回理事会が開催される.....	12
令和6年度 愛知労働局行政運営方針.....	2	2024年度 第1回理事会が開催される.....	12
令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ（愛知労働局版）.....	7	2024年度の重点施策について.....	13
今年度も愛知働き方改革推進支援センターが開所しました！.....	9	監督署だより.....	15
企業の労働110番！.....	9	衣浦東部保健所コーナー.....	18
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	10	社会保険労務士が答える企業の労務管理.....	19
愛知県の全産業死亡災害.....	10	会員だより.....	20
労働者死傷病報告書受付状況.....	11	お知らせ.....	21

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																															
	水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金																															
5月	移動式クレーン																									●学科試験						
	クレーン・テリック	学科講習																								学科講習						
	衛生管理者																															
	車両系建設機械	14Hコース																								14Hコース						
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																									土日コース						
	玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合	4/27~5/6まで休みとなります。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。																														
	高所作業車																															
	床上クレーン																															
	ガス溶接																															
	特別教育	小型車両系高所10m未満 自由研削砥石 機械研削砥石 粉じん 巻上げ フルハーネス テールゲート クレーン5t未満 アーク フルハーネス 巻上げ ローラ高所10m未満 自由研削砥石 低圧電気14Hコース 低圧電気14Hコース フルハーネス テールゲート																														
	安全衛生教育等																									職長教育						
	6月	移動式クレーン																														
		クレーン・テリック	学科講習																								学科講習					
衛生管理者																																
車両系建設機械		14Hコース																								14Hコース						
解体用機械																																
不整地運搬車																																
小型移動式クレーン																																
玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																																
高所作業車																																
床上クレーン																																
ガス溶接																																
特別教育		クレーン5t未満 小型車両系高所10m未満 自由研削砥石 機械研削砥石 粉じん 巻上げ フルハーネス テールゲート アーク 高所10m未満 クレーン5t未満 自由研削砥石 低圧電気14Hコース 低圧電気14Hコース 巻上げ ローラ高所10m未満 自由研削砥石 低圧電気14Hコース 低圧電気14Hコース フルハーネス																														
安全衛生教育等																										有機溶剤 振動工具 丸のこ 職長教育 刈払機						



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。24時間いつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。
- ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

- ### 交通機関
- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
 - ・JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
 - ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
 - ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。

着任挨拶

刈谷労働基準監督署 署長 佐野 晃



一般社団法人刈谷労働基準協会の会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動により、刈谷労働基準監督署長として着任いたしました佐野と申します。刈谷労働基準監督署での勤務は初めてとなりますが、早期に管内状況を把握し、微力ながら誠意尽力したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、愛知県内における有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年9月に1.02倍まで低下しましたが、基幹産業である自動車関連製造業を中心に幅広い産業で回復の動きがみられ、令和6年2月には1.30倍となっています。しかしながら、エネルギー価格の高騰や、円安、資材不足による原材料価格の高騰とそれに伴う物価高、人手不足等が雇用情勢に与える影響について、引き続き懸念されるところです。

また、経済活動が回復基調にある中で、長時間労働に係る問題も懸念されます。令和4年度統計ですが、愛知労働局における長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を見ますと、監督実施事業場1,657件のうち違法な時間外労働があった事業場は603件（36.4%）であり、うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が1か月あたり80時間を超えるものが276件（45.8%）ありました。コロナ禍で経済活動が停滞していた時期と比べると、長時間労働の割合は大きく上昇しています。

さらに、本年4月1日より、これまで適用が猶予されていた事業又は業務（建設業、道路旅客・貨物運送業及び医療保健業）に対しても、時間外労働の上限規制が適用されることから、法令遵守に向けた監督指導や働き方改革支援とともに、人材確保に向けた対策も求められます。

次に労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症除く）ですが、愛知県内における令和5年の死亡者数は35人であり、3年続けて40人を下回ったことから、重篤災害の減少目標は一定程度達成しています。一方、令和5年の休業4日以上死傷災害の状況は7,830人であり、前年に比べ241人増加しています。

当署管内の令和5年の労働災害の状況につきましても愛知県内の労働災害発生状況と同様の傾向にあり、死亡者数は1人（前年同数）、休業4日以上死傷者数は前年より32人増加し536人でした。

こうした状況を踏まえ、令和6年度の労働基準行政は、改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策、管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止等を重点課題として取り組んでまいります。

上記課題に対する各種対策をより円滑に進めるためには、皆様のより一層のご理解・ご支援が必要不可欠となりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会並びに会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

令和6年度 愛知労働局行政運営方針

令和6年度の愛知労働局運営方針では、愛知の労働行政を取り巻く情勢と課題を踏まえ、労働基準、職業安定、人材開発、雇用環境・均等の四行政が総合的・一体的に運営することで、総合労働行政機関としての機能を最大限発揮し、県民からの期待に応えてまいります。

労働基準部では、以下の内容で対策を推進してまいります。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援

(1) 最低賃金・賃金の引上げを図る中小・小規模企業等の生産性向上に向けた支援の強化

最低賃金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定。以下「総合対策」という。)において、「公労使の三者の最低賃金審議会で毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。」とされており、中小・小規模企業が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが求められています。特に生産性向上が不可欠であることから、業務改善助成金などの各種支援策について、積極的な周知及び利用勧奨を行い、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援してまいります。

また、労働局が委託して実施する「愛知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対してきめ細かな支援を行います。

加えて、中小企業等が賃上げ原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされており、労働局及び監督署においては、引き続き、事業場に対し賃金引上げの検討を促すとともに、厚生労働省WEBページ「賃金引上げ特設ページ」の紹介等により、中小企業等が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、賃金引上げに向けた労働環境の自主的な促進を図ってまいります。

令和5年2月27日に、県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融団体と「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出しており、「愛知県『働き方改革』に向けた関係機関連絡協議会」、「取引適正化・価格転嫁推進フォーラム」など、関係機関と連携を図りながら、取引適正化、適切な価格転嫁等への必要な取組を継続して行います。

さらに、中部経済産業局との連携を強化し、生産性向上に取り組む中小企業等に対し、事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス補助金、IT導入補助金など各種補助金、及びよろず支援拠点の案内を行います。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

県内の経済動向、地域の実情及びこれまでの愛知地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、適切な資料の収集、作成、提示に努め、厚生労働省労働基準局賃金課とも連携を図りながら、充実した審議が尽くせるよう愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ってまいります。

また、最低賃金額の改定等については、経済団体、労働者団体、地方公共団体等の協力を得て、県民に幅広く周知し、使用者及び労働者に周知徹底を図るとともに、これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、履行確保上問題があると考えられる業種を重点とした監督指導を行ってまいります。

2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

(1) 長時間労働の抑制

ア 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に監督指導を実施します。

また、11月の「過労死等防止啓発月間」において、「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」等の各種取組に関する積極的な周知を図ってまいります。

さらに、教育活動を通じた過労死等の防止に関する啓発の一環として、大学・専門学校・高校等への講師派遣を引き続き積極的に行います。

イ 中小企業・小規模事業者等に対する支援

中小企業・小規模事業者等の働き方改革が実現されるよう、全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や個別訪問などを行います。

ウ 新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等への時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援

令和6年4月から、新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される建設業、自動車運転者については、荷主や発注者といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、各種パンフレット等の活用や特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて周知を行います。

医師については、愛知県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関における労働時間管理や時間外労働の削減等に関して、適切な支援等を行います。

自動車運転者については、労働時間等説明会等を開催し、改善基準告示も含めて、あらゆる機会を通じて、丁寧な周知を図ります。また、トラック運転者の長時間労働の要因の中には、取引慣行など、個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあるため、監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等の配慮を要請していきます。さらに、関係行政機関で構成する「『物流革新に向けた政策パッケージ』中部ブロック推進会議」において、他機関と連携して取り組んでまいります。

建設業については、業界団体や防災団体等と連携を図りつつ、監督署の「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等を通じて、支援を行います。

また、時間外・休日労働の上限が適用される職種、業種を含む中小企業において、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主に対し、愛知働き方改革推進支援センターによる窓口相談や、コンサルティング等により的確な支援を行い、また、働き方改革推進支援助成金の活用を促進し、労働時間の設定の改善を推進します。

(2) 労働条件の確保・改善対策

ア 法定労働条件の確保等

監督指導を通じて、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させるとともに、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ってまいります。特に、労働時間の適正把握と時間外・休日・深夜の割増賃金の支払いは労働条件の枠組みの基本となるため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づく労働時間管理が行われているかを確認し、賃金不払残業が認められた

場合には、その是正を指導していきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しない事業場や法違反を繰り返す事業場など、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処していきます。

イ 裁量労働制の適正な運用

各種情報に基づき、裁量労働制の運用等に関し問題があると考えられる事業場に対して、監督指導等を実施します。

また、裁量労働制に係る省令等が令和6年4月に施行されることから、裁量労働制導入事業場等に対し、パンフレット等を活用して改正内容について周知を行ってまいります。

ウ 労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する等の改正省令が令和6年4月に施行されることから、パンフレット等を活用して、あらゆる機会に周知・啓発を図ってまいります。

エ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

① 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構（以下「機構等」という。）との相互通報制度を確実に運用した上で、監督指導等を実施します。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、機構等との速やかな合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施した上で、悪質性が認められるものは司法処分も含め厳正に対処します。

② 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する監督指導を的確に実施する。また、愛知運輸支局との相互通報制度を確実に運用するとともに、協議の上で、合同監督・監査を行います。

また、歩合給により雇われている自動車運転者の保障給の確保や、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等についても徹底を図ります。

③ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保のため、監督指導を実施するとともに、障害者である労働者に関する情報を把握した場合には関係機関と積極的に情報共有を図り、事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ってまいります。

オ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、説明会等の機会を通じて、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、監督・労災補償・安全衛生の各担当部署間における連携により、「労災かくし」に関する情報収集に努め、当該事案を把握した場合は司法処分も含め厳正に対処します。

カ 各種権限の公正かつ斉一的な行使の徹底

地方労働基準監察監督官制度の的確な運用等により、行政指導の適正な実施とその水準の維持・

向上を図るとともに、監督権限をはじめとする各種権限の公正かつ斉一的な行使を確保してまいります。

また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主にその内容や是正の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなど、丁寧かつ具体的に対応する。特に、中小企業の事業場への監督指導に当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態、その他の事情を十分に聴いた上で、その事情を踏まえて丁寧に対応していきます。

(3) 「安全経営あいち[®]」の推進

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする「第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）の重点事項の1つに掲げた「安全経営あいち[®]」の推進などにより、重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進して行きます。

ア 「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

14次防期間中、労働局管内で、「安全経営あいち[®]」の理念（※1、2参照）に賛同する事業場（以下「賛同事業場」という。）を募る制度を運用し、所定の手続を経た賛同事業場に対し、登録商標である「安全経営あいち[®]」の名称及びロゴを使用できることとしています。



賛同事業場は、それらの使用により「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を同時に事業場内外に示すこととなり、既に多くの事業者の賛同を得ていることから、引き続き同制度の運用を図ってまいります。

また、業種間の取組み状況を情報交換できる場として「異業種交流」等の実施、ホームページでの情報発信の強化等を通じ、企業価値向上と自律的でポジティブな安全の確立を目指します。

（※1）「安全経営あいち[®]」の理念

これまで、労働安全衛生管理の手段と捉えられていたリスクアセスメントは、そのプロセスに現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営視点である「PQCDSME（※2）」を並列かつ一体的に捉えて行くことができる。すなわち、リスクアセスメントを通じ、安全性、生産性、品質、原価、納期等を同時に高めていくことが可能であり、さらに企業価値をも向上させる戦略的手法とすることができる。労働局は、この理念を「安全経営あいち[®]」として提唱している。

（※2）PQCDSME

経営における重要な7つの視点のことで、それぞれ、P: Productivity = 生産性、Q: Quality = 品質、C: Cost = 原価・経済性、D: Delivery = 納期・生産量、S: Safety = 安全性、M: Morale = 士気、E: Environment = 環境を表す。

イ +Safe 協議会等の運用

死傷災害の大幅増加を示す第三次産業の業種（商業、社会福祉施設、飲食店等）は、いずれも顧客、利用者等へのサービス提供を業としており、労働安全衛生管理についても、それらサービス提供と一体的に運用することが現実的です。このため、「安全経営あいち[®]」の理念の下、経営に安全をプラスする「+Safe」の名称を冠して協議会を運営し、サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行ってまいります。

また、企業側に自主的な取組を促すため、企業の課題と有効な改善策をともに探る、寄り添い型の指導を実施していきます。

ウ 総合的な健康確保

業務上疾病の多発と定期健康診断有所見率の高止まりが認められる中、労働者の健康確保に対する必要性は益々高まっており、リスクアセスメントを中核とした化学物質、及び粉じん等に対する有害業務対策、健康診断、長時間労働面接指導、及びストレスチェック等とそれらの結果を踏まえた事後措置の運用並びに「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」及び「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」等を踏まえた健康保持増進、治療と仕事の両立及びテレワークの導入等、多様な働き方への対応を包括した「総合的な健康対策」を推進してまいります。

エ きめ細かな個別指導等の実施

これまで個別指導は、単発的、個別的な内容になりがちでしたが、今後は、「安全経営あいち[®]」の理念も踏まえ、総合的な個別指導等を行ってまいります。

また、我が国の産業構造の変化、高齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の社会経済の情勢変化や、技術革新及び働き方改革の進捗等並びに、それらを背景とする労働災害発生の動向を踏まえて、経営的な視点からも必要な情報を提供するよう努めてまいります。

(4) 重篤な労働災害の防止

これまで、労働局は、「危なさに向きあおう」をキャッチフレーズとしてリスクアセスメントの普及促進を図ってきたことにより、製造業を中心に、全業種における死亡者数の一定の減少を達成したところです。

しかし、①製造業における重篤災害の主な類型である、はさまれ・巻き込まれ災害、及び切れ・こすれ災害について、その約6割が動力機械に起因するものであること、②建設業の死亡災害の約3割が高所からの墜落・転落災害であることを踏まえ、引き続きリスクアセスメントの普及促進を図ることが不可欠です。また、その適切な実施は、「安全経営あいち[®]」の理念に繋がるものであることから、14次防を踏まえ、製造業を対象とした動力機械災害防止対策及び建設業を対象とした墜落・転落災害防止対策を推進してまいります。

(5) 労災補償制度の適切な運営に向けた対策

ア 組織的な管理による労災保険請求の早期処理等

労災補償制度の根幹は、被災労働者等に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことをもって、被災労働者等を保護することです。このため、労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等に基づいた適切な認定を行ってまいります。

特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑困難事案については、労災担当部署（愛知労災保険業務センター）と監督・安全衛生担当部署が連携し、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層の迅速な処理に努めてまいります。

イ 石綿関連疾患に関する労災補償制度の周知広報

石綿による中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患について、がん診療連携拠点病院を中心とした労災指定医療機関に対し、認定基準等の周知広報を行うとともに、労災請求の勧奨の依頼を行うことで、石綿ばく露作業により石綿関連疾患に罹患した被災労働者等の保護を推進させてまいります。

令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ (愛知労働局版)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

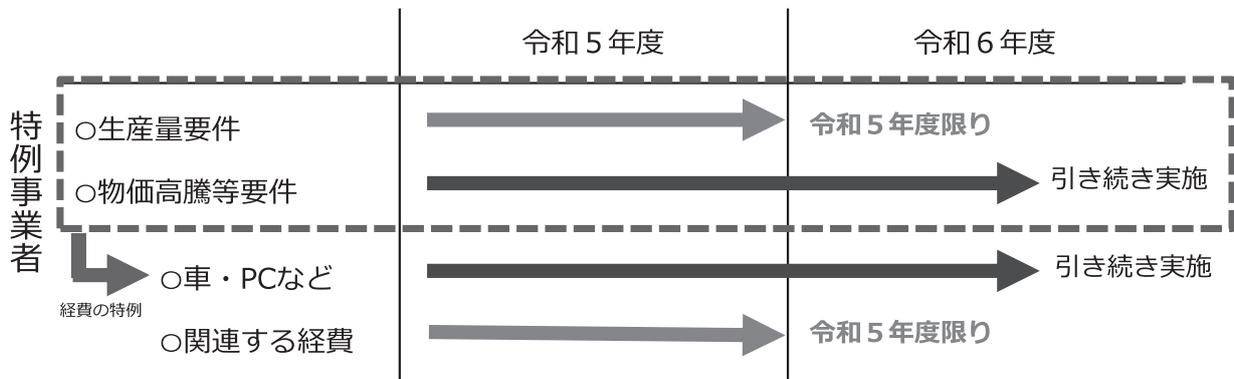
令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、一部変更されましたので、ご注意ください。

変更点

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了（物価高騰等要件は引き続き継続）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了（車・PCなどの導入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は1回まで※
4. 賃金引き上げ方法	事業場内最低賃金の引き上げは1回のみ（複数回の引き上げは助成対象外）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

※ 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

令和6年度における変更点は以下のとおりです。



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（企画課）です

特例事業者に関する注意点

＜特例事業者の要件＞

令和6年度の特例事業者は、以下の要件に当てはまる中小企業事業者となります。

物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者
*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

＜対象経費と特例措置＞

変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

		一般事業者	特例事業者
引上げ人数関係	引上げ人数10人以上の区分の利用	×	○
助成対象経費関係	生産性向上に資する設備投資等	○	○
	生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

賃金引上げに関する注意点

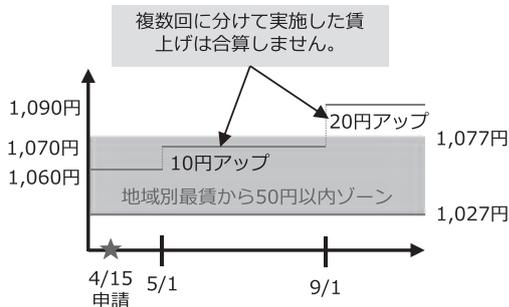
「4. 賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご注意ください。

（例）愛知県最低賃金が1,027円、事業場内最低賃金1,060円の事業場が4月15日に申請する場合

5月1日に1,060円から1,070円に引上げ、9月1日に1,070円から1,090円に引上げを実施し、合算して30円コースを申請したい。

対象外

5月1日と9月1日がともに30円以上の引上げがされていないので、引上げコース区分を満たす賃上げとは認められません。



助成対象となるには？

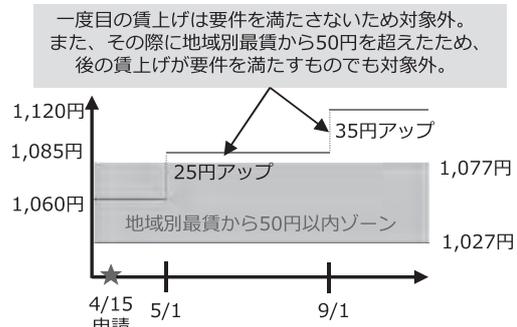
対象！

5月1日に30円以上引き上げていただくか、5月1日の10円引上げはそのままに、9月1日に30円以上引き上げていただくと助成対象となります。

5月1日に1,060円から1,085円に引上げ、9月1日に1,085円から1,120円に引上げを実施し、合算して60円コース又は2回目の賃上げで30円コースを申請したい。

対象外

5月1日は30円以上の引上げがされておらず、かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円を超えたため、9月1日に30円以上引き上げていただいても対象外となります。



助成対象となるには？

対象！

5月1日に30円以上引き上げていただくと助成対象となります。

(R6.3)

今年度も愛知働き方改革推進支援センターが開所しました！

愛知労働局

働き方改革を進める中小企業を支援するため、愛知労働局委託事業により、愛知働き方改革推進支援センターが今年度も開所しました。令和6年4月からは、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた自動車運転者や建設業などについても適用が開始されることになり、長時間労働の解消に向けた取り組みが必要となります。

専門家が訪問し、働き方に関する相談、同一労働同一賃金への取組み、各種助成金の利用などについてもすべて無料で相談・支援を行っています。メールやオンラインでの相談も可能です。また、セミナーも開催していますので、ホームページやLINE登録にて開催日程をご確認の上、是非ご利用ください。

・愛知働き方改革推進支援センター

所在地 名古屋千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階

電話 0120-006-802

メールアドレス aichi@task-work.com

ホームページアドレス <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/>

LINE登録



【担当部署】

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話 052-857-0312

企業の労働110番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず052-961-7110までお電話を

労働問題なら

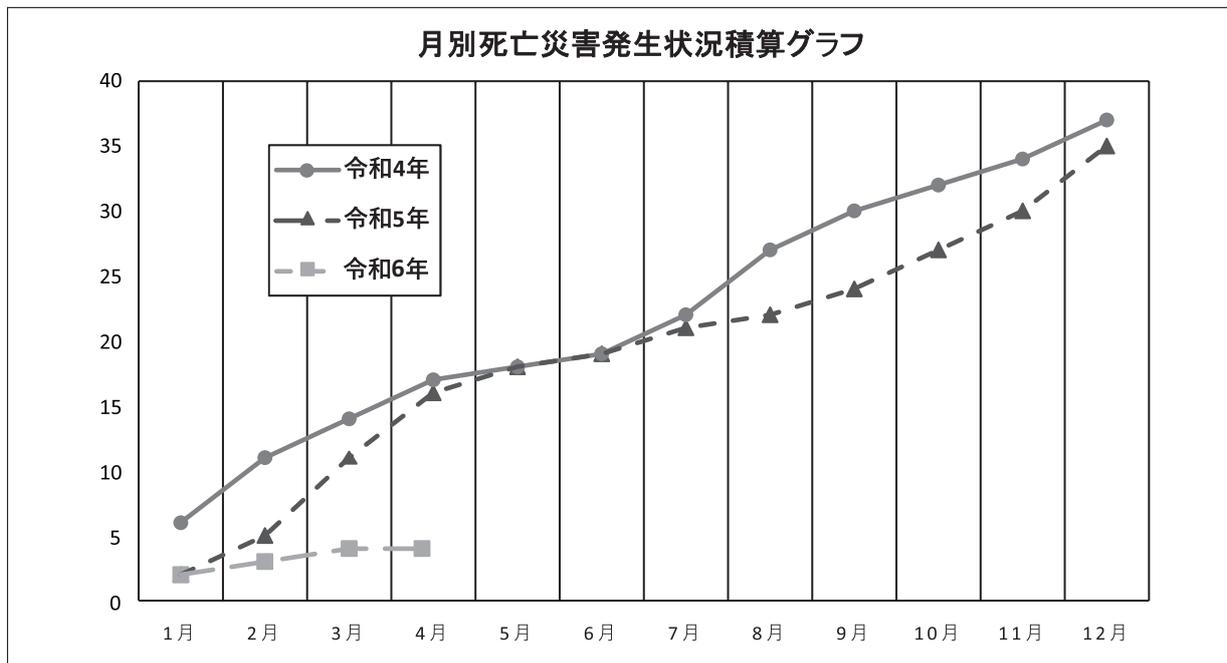
- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金8:30～17:30（祝日等は除く）
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政OB・産業カウンセラー等企業の支援活動を行う労働の専門家です

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年4月9日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期（速報値）	令和5年確定値
製 造	造 業	1	4	8
	食 料 品 製 造 業			
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		2	3
	金 属 製 品		1	1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			
	そ の 他	1	1	4
建 設	建 設 業		1	6（1）
	土 木 工 事 業			
	建 築 工 事 業		1	6（1）
	そ の 他			
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1	1	10（3）
商 業	商 業	3（2）		4（2）
	卸 売 業	1		2
	小 売 業	1（1）		2（2）
	そ の 他	1（1）		
清 掃 ・ と 畜 業		1	1	4
上 記 以 外 の 事 業			2（1）	3（1）
合 計		6（2）	9（1）	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和6年4月9日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R6.2.6. 14：00	道路貨物 運送業	9名以下	貨物自動車 運転者	60代		墜落・転落	トラック	配達先構内で貨物自動車の運転者がヘルメットを着用せず、荷台上で荷役作業をしていたところ、転落したものを。
R6.3.4. 19：00	商業	50～99名	技術職	60代		墜落・転落	はしご等	2階建ての事務所の屋根に上がるために梯子を登っていたところ、梯子が倒れ転落したものを。

令和5年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和6年3月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	8		206		190		+16		建 設 業 計			38		41		-3	
食 料 品			46		31		+15		土 木			11		12		-1	
織 維			4				+4		建 築			16		22		-6	
木材・木製品			1		2		-1		そ の 他			11		7		+4	
製紙・印刷			4		4				交通・運輸業	1	(1)	57	(1)	55		+2	+1
化 学			9		16		-7		陸上貨物業			5		1		+4	
窯業・土石			6		9		-3		港湾荷役業			2				+2	
鉄鋼・非鉄			12		16		-4		商 業	1		63		63			
金属製品	3		51		33		+18		接客・娯楽業	2		31		30		+1	
一般機械			9		19		-10		清 掃 業			29		29			
電気機械	2		5		3		+2										
輸送用機械	3		49		45		+4		そ の 他	5		254		1156	(1)	-902	-1
その他製造			10		12		-2		合 計	17	(1)	685	(1)	1565	(1)	-880	

※本統計は令和6年3月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

令和6年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和6年3月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	17		33		32		+1		建 設 業 計	3		7		5		+2	
食 料 品	6		10		8		+2		土 木					2		-2	
織 維									建 築	1		2		3		-1	
木材・木製品									そ の 他	2		5				+5	
製紙・印刷					1		-1		交通・運輸業	6		11		5		+6	
化 学	2		2		1		+1		陸上貨物業			2				+2	
窯業・土石	1		2		2				港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄	1		2				+2		商 業	10		13		7		+6	
金属製品	1		5		12		-7		接客・娯楽業	2		5		4		+1	
一般機械	3		3		3				清 掃 業			2		3		-1	
電気機械					1		-1										
輸送用機械	2		7		3		+4		そ の 他	6		14		31		-17	
その他製造	1		2		1		+1		合 計	44		87		87			

※本統計は令和6年3月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

2023年度 第3回理事会が開催される

2024年3月29日(金)に、あいち産業科学技術総合センター 産業技術センターにて理事21名、監事1名出席のもと、2023年度第3回理事会が開催されました。

新家会長の挨拶と議長の下で審議及び報告が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。

主な審議事項

議案1. 2024（令和6）年度事業方針案・事業実施計画案並びに予算案承認の件について

議案2. 常勤役員の報酬額等承認の件について

議案3. 入会事業所の承認の件について

主な報告事項

① 2024（令和6）年度第1回理事会、第12回定時会員総会、臨時理事会について

② 法人創立50周年記念表彰者について

2024年度 第1回理事会が開催される

2024年4月16日(火)に、シャインズにて刈谷労働基準監督署松尾副署長をお迎えして理事15名、監事2名出席のもと、2024年度第1回理事会が開催されました。



新家会長

新家会長の挨拶と議長の下、下記内容の審議が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。

審議事項等の後、松尾副署長の講和

があり、刈谷署管内での労働災害の発生状況（令和5年12月末）は、死亡者数は1名（前年同期比±0名）、休業4日以上死傷者数は536名（前年同期比+32名）で、死亡者数については一昨年同様になりに少ない状況となっている（新型コロナウイルス除く）。

また、今年度の行政運営方針として、労働基準行政では、安全で健康に働くことができる職場づくりや雇用形態にこだわらない公平な待遇の確保についての取り組みなどを説明されました。

最後に、労働条件明示ルールの変更と、業務改善助成金の一部変更について話されました。



会場風景



刈谷労働基準監督署
松尾副署長

審議事項

議案1. 1) 2023（令和5）年度事業報告ならびに収支決算報告承認の件について

2) 業務・会計監査報告

議案2. 役員の一部変更の件について

議案3. 入会事業所の承認の件について

2024年度の重点施策について
「誰もが自らの能力を高め・発揮し、安心して生きがいや
働きがいをもって活躍できる愛知」を目指して

愛知県労働局長 大崎 みどり

愛知県では、中長期的な視点から目指すべき産業労働分野の姿と施策の方向性を示した「あいち経済労働ビジョン 2021-2025」に基づき、『誰もが安心して生き生きと活躍できる環境づくり』、『愛知の産業を担う人財力の強化』等を進めていくこととしております。

本県産業が日本の成長エンジンとしてさらに発展していくために、オール愛知一丸となって、活力ある社会経済活動を回していくとともに、このビジョンに基づく取組を着実に実施し、誰もが安心して生きがいや働きがいをもって活躍できる愛知を目指してまいりたいと考えておりますので、県民・企業の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

『誰もが安心して生き生きと活躍できる環境づくり』では、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、職場環境の整備促進と社会全体の気運醸成に取り組んでまいります。昨年度からプロジェクトとして取り組んでおります「休み方改革」を推進するため、年次有給休暇の取得促進やリフレッシュ休暇などの多様な特別休暇を積極的に導入している中小企業等を「愛知県休み方改革マイスター企業」としてブロンズ、シルバー、ゴールドの3区分で認定します。認定企業には入札等における優遇措置を設けるなど、中小企業の取組を後押ししてまいります。また、男性の育児休業取得を促進するため、男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に奨励金を支給するほか、企業へのアドバイザー派遣や普及啓発セミナーなどを実施します。

この他、ウイंकあいちに移転した「あいちテレワークサポートセンター」において、テレワークの導入・定着に必要な支援を、引き続きワンストップで実施してまいります。

雇用対策として、若者、子育て女性、障害者、外国人、UIJ ターンを希望する方等に対して、個々の特性やニーズに応じた就労支援をきめ細かに実施してまいります。障害者雇用については、本年4月から民間企業における法定雇用率が引き上げられており、一層の雇用促進を図るため、「あいち障害者雇用総合サポートデスク」において、受入から職場定着まで一貫した支援を実施いたします。また、初めて障害者を雇用した中小企業に対して支給する奨励金に、週所定労働時間10時間以上20時間未満の特定短時間労働者を対象に新たに加えて充実を図ってまいります。外国人材の活用については、外国人材活用の実態や課題、活用ニーズなどについて調査を実施するとともに、中小企業に対して、受入体制整備のポイント及び先行事例などを紹介するセミナーや個別相談会を実施してまいります。

次に、『愛知の産業を担う人財力の強化』では、企業において幅広い業種で人手不足感が高まっていることから、とりわけ人手不足が顕著な中小企業の人材確保に向けた取組を支援してまいります。今年度新たに従業員の奨学金返還を支援する中小企業等に対し、支援を行った費用の一部を補助する制度を創設しました。支援制度を持つ中小企業等は県に登録いただき、県のWebページ等で積極的にPRすることで、企業の採用活動を後押ししてまいります。また、業界・自社の魅力の洗い出しを行う採用支援セミナーや、業界研究ウィーク、合同企業説明会を開催し、学生や離転職者と人手不足企業とのマッ

チングを行い、中小企業の人材確保を図ってまいります。

さらに、本県の強みであるモノづくりを支える人材の育成に引き続き取り組むとともに、デジタル人材育成を通じて県内産業のデジタル化・DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めてまいります。中小企業に対し、デジタル人材の育成を助言する専門家の派遣や、研修カリキュラムの作成から研修実施、研修後のフォローアップまでの伴走支援を行うほか、一般社員向けに急速に普及する生成AIの知識・スキルを身につける研修を新たに実施するなど、階層別に人材育成研修を実施してまいります。

また、名古屋高等技術専門校等において、離転職者や在職者を対象に、IoT やプログラミング等のデジタル活用分野の職業訓練を実施してまいります。岡崎高等技術専門校では、2025年4月からのロボットのシステム科（仮称）などの訓練開始に向け、引き続き建替工事を実施してまいります。

2023年度から史上初の3年連続で愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）をメイン会場として開催する技能五輪全国大会・全国アビリンピックにつきましては、2024年度大会から本県も主催者の一員に加わり、11月に開催いたします。大会当日は、高校生や技能士等による競技解説や、大会見学バスツアーを実施するなど、多くの県民の皆様に御来場いただけるよう、大会見学の促進に取り組んでまいります。

また、9月に開催地が決定される2028年技能五輪国際大会の日本・愛知での開催実現に向け、国や関係者とともに招致活動に取り組むとともに、招致をPRするシンポジウムやイベントを県内で開催し、大会招致機運の醸成を図ってまいります。

2024年度の本県労働行政における取組は以上ですが、今後とも、社会情勢に応じ必要な施策を適切なタイミングで実施してまいりますので、引き続き、皆様方の御支援・御協力をいただきますようお願いいたします。

▼あいちテレワークサポートセンター ☎ 052-581-0510 ▼ヤング・ジョブ・あいち ☎ 052-232-2351
▼あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち） ☎ 052-485-6996 ▼あいち障害者雇用総合サポートデスク ☎ 052-583-1010 ▼外国人雇用に関する企業向け相談窓口・定住外国人向け就職相談窓口 ☎ 050-5527-0895 ▼あいちUIJターン支援センター ☎ 052-308-4859 ▼名古屋高等技術専門校 ☎ 052-917-6711 ▼岡崎高等技術専門校 ☎ 0564-51-0775

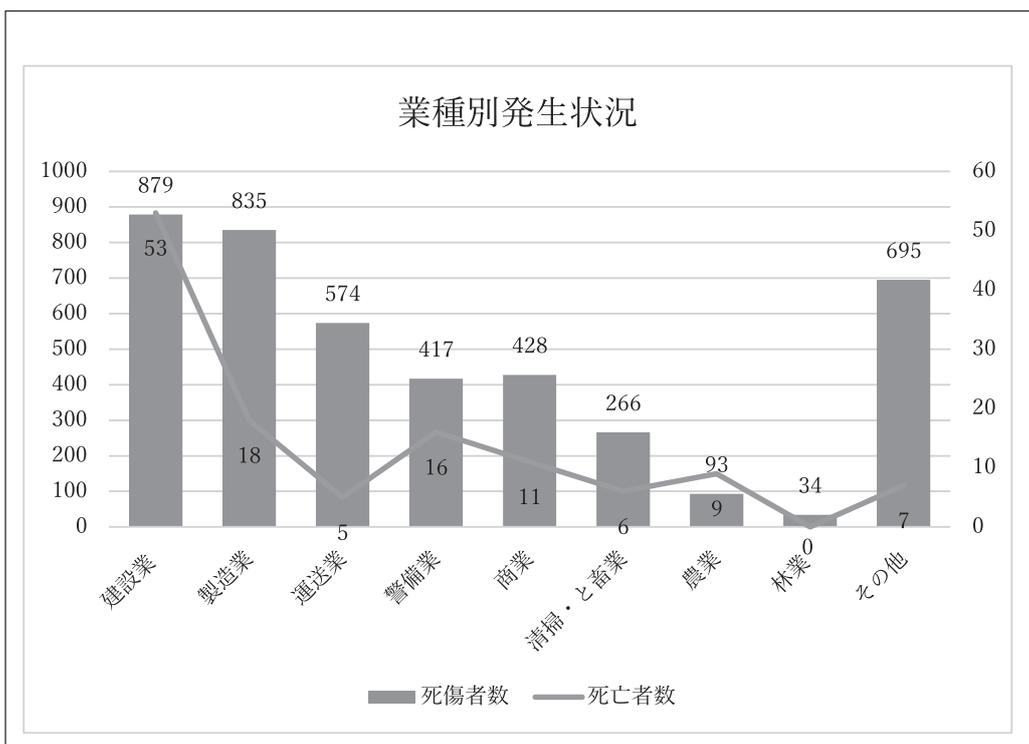
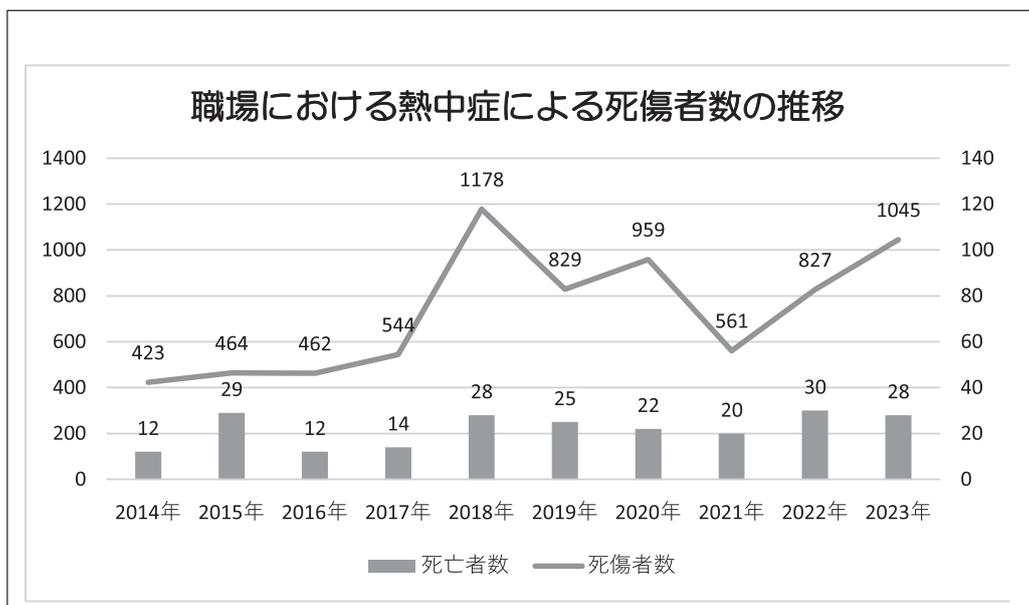
2024年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック大会概要

大会名	第62回技能五輪全国大会	第44回全国アビリンピック
日程	2024年11月22日(金)～25日(月)	2024年11月22日(金)～24日(日)
会場	愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）他	愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）
主催	厚生労働省、愛知県、中央職業能力開発協会	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、愛知県

熱中症を防ぎましょう ☀️

刈谷労働基準監督署

2024年は春から高温傾向の予報が出ています。特に暑熱順化(暑さに慣れること)が十分でない時期に急激に気温が高くなると、熱中症発生のリスクは高くなります。「熱中症は真夏に起きるもの」と油断せず対策をお願いします。



令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和6年2月27日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者1,045人、うち死亡者は28人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業202件、製造業220件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和6年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和6年4月を準備期間とし、令和6年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会



キャンペーン実施要項はこちら



環境省熱中症予防情報サイトはこちら

2024年度愛知産業安全衛生大会

安全週間に呼応して、岡谷鋼機名古屋公会堂大ホールにて、2年ぶりに盛大に開催させていただきます。多くの方のご参加をお待ちしております。

特別講演

「さらなる成長に向けて～アスリートが考える健康管理～」

スポーツジャーナリスト 中西 哲生 氏



基調講演

「労働安全衛生行政の動向について～安全経営あいち®の拡張と深化～」

愛知労働局 労働基準部長 高橋 嘉寿満 氏

事例発表

「化学物質の自律的な管理における ひとつづくり」

株式会社アイシン 安全健康推進部 主幹 前田 昌宏 氏

講演

「リスクアセスメントによる化学物質の自律的管理
新たな濃度基準値設定物質の取扱い作業場における事例紹介」

株式会社東海分析化学研究所 代表取締役 社長 大場 恵史 氏

参加案内

参加費 資料代 2,000円(消費税込)

定員 1,000名

申込方法 本紙裏面の参加申込書に資料代を添えて6月28日(金)までに愛知県下各地区労働基準協会にお申込みください。申込受付印を押したものを返送しますので、当日、参加票として受付にてご提示ください。

※ 6月28日(金)以降の参加の取消については、資料代全額を申し受けますので、ご了承ください。

日時 2024年7月4日(木)
12時40分～16時10分
(開場 11時40分～)

場所 岡谷鋼機名古屋公会堂大ホール
名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
TEL(052)731-7191

主催 (公社)愛知労働基準協会

後援 愛知労働局
(予定) 愛知県

名古屋市
愛知県経営者協会
愛知県中小企業団体中央会
愛知中小企業家同友会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
中央労働災害防止協会
(公社)全国労働基準関係団体連合会
(公社)愛知県医師会
(一社)愛知県歯科医師会

(独)労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター

協力 愛知県下各地区労働基準協会

5月31日は世界禁煙デーです

「世界禁煙デー」とは・・・

世界保健機関（WHO）が制定した禁煙を推進するための記念日です。毎年5月31日が世界禁煙デーであり、国際デーのうちの1つです。



喫煙と糖尿病、腎臓病には密接な関係があります

- ・ たばこを吸うと、交感神経を刺激して血糖値を上昇させるだけでなく、体内のインスリンの働きを妨げる作用があります。
- ・ 喫煙の本数が多いほど糖尿病になりやすく、禁煙した人ではリスクの低下がみられています。
- ・ 糖尿病にかかった人がたばこを吸い続けると、治療の妨げとなるほか、**脳梗塞や心筋梗塞・糖尿病性腎症などの合併症のリスクが高まる**ことがわかっています。
- ・ 喫煙は糖尿病の有無に関わらず、慢性腎臓病（CKD）のリスクを高めることが報告されています。

参考：厚生労働省 e-ヘルスネット「喫煙と糖尿病」を一部抜粋

新型たばこなら、大丈夫？ は誤解です

最近、煙が出ない新しいタイプのたばことして「加熱式たばこ」と「電子たばこ」、「スヌース（嗅ぎたばこ）」などを使用する人が増えています。

電子たばこのエアロゾルには、紙巻きたばこより低濃度とはいえ重金属やさまざまな発がん性物質が含まれています。

新型たばこは体への影響が少ないと思いき、紙巻きたばこから禁煙目的で切り替える人もいますが、むしろ成功率は格段に低くなるという調査結果が出ていますし、若い人の中にはダイエットに有効と考えている人もいるようですが、それは大きな誤りです。

また、電子たばこ経験者は未経験者よりも紙巻きたばこの使用を始めてしまう人が多いといった報告がありますし、長期にわたるエアロゾル吸引の安全性は確認されていません。

禁煙外来の利用で 医療機関では比較的楽に、より確実に禁煙できます

- 禁煙外来の利用で、成功率は7～8割
- 禁煙補助薬を使うことで離脱症状が抑えられ、比較的楽にやめられます

全国禁煙外来・禁煙クリニック一覧

<http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic>

（日本禁煙学会ホームページより）

※日本医師会「禁煙は愛」より一部抜粋

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

西原義人



**ジョブ型雇用は
導入すべき？**

ジョブ型雇用を導入する企業が大企業をはじめ相次いでいます。ジョブ型雇用はマネジメントとしての人事管理上、合理的だと思います。また、グローバル企業はジョブ型にせざるを得ない状況にあります。ただ、合理的であってもそれが個々の企業にふさわしい手法かどうかはよく吟味する必要があります。

ジョブ型雇用は、濱口桂一郎氏によると「職務を特定して雇用」、「職務によって賃金を決定」、「職種別、産業別労組による賃金交渉」などが特徴です。その対極のメンバーシップ型雇用は「職務を特定せずに雇用」、「属人的に賃金を決定」、

「企業別労組による賃金交渉」などが特徴です。前者が欧米型で後者が日本型です。こうした特徴の差異は、その社会における労働環境インフラによって出来上がった仕組みであり、一朝一夕に変更できるものではありません。これまで日本企業は、メンバーシップ型に

限界を感じており、そのデメリット解消のために欧米型の制度に飛びついた経緯があります。しかし、労働環境インフラが変化しないまま制度を導入し失敗しています。

「人」―「仕事」―「成果」
ジョブ型雇用であつても重要なのは「人の能力」です。ビジネスは何かの成果を生み出し、その成果を再投資することで拡大再生産し、経済を向上させます。その際、成果を生み出すために経営資源を投入しますが、経営資源のひとつである「人」と「成果」を結びつけるのが「仕事」です。

は変わりありません。とすると、ジョブ型雇用を導入することで問題を解決を図るのではなく、現行のメンバーシップ型雇用のデメリットを解消して問題解決を図っても同等ではないでしょうか。



「人基準」―「役割基準」―「仕事基準」
メンバーシップ型雇用の最大の課題点は「年功序列」になりがちであることだと思います。年功序列とテクノロジーの成長とのミスマッチが企業の人件費負担に大きく影響します。また、属人的な仕事により効率性が損なわれていることも大きな問題です。その他、ハラスメント、過重労働など年功序列に端を発する問題は少なくないと思います。年功序列になりがちな原因は、曖昧な役割分担、評価基準が考えられます。曖昧

ジョブ型雇用は、この「仕事」を基準として、その仕事のできる人を調達します。メンバーシップ型雇用は、「人」を基準として、その人のできる仕事を与えていきます。いずれにしても、成果を出すために人の能力が重要であり、企業が能力の高い人を望んでいること

だから客観的な勤続年数とか年齢に頼ってしまう。この問題を解消するために「役割責任」による評価、処遇が有効と考えられます。人は組織の中で、何らかの役割を担っています。その役割を人基準で言語化してみる。次に仕事基準で期待される役割を言語化してみる。最終的にその人の遂行している役割、期待される役割を明確にして評価、処遇を実施する。人基準と仕事基準の中間に位置する役割基準なら現行の労働環境インフラでも十分機能すると思います。

人事制度は運用で失敗すると社員の信頼を失います。はよりの制度に飛びつかず、じっくり腰を据えて導入を検討すべきだと思います。

(西原経営事務所所長、特定社会保険労務士、中小企業診断士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)
イラスト・伊藤香澄

会員だより

碧南支部

《会社概要》

名 称：クロタ精工株式会社
創 業：昭和 38 年 3 月 1 日
本社所在地：愛知県碧南市汐田町 1 丁目 26 番地
代 表 者：代表取締役 鈴木 泰博
営 業 内 容：鋳造用鋳型の製造販売
T E L：(0566) 41-3420
U R L：[https:// www.kurotaseiko.co.jp](https://www.kurotaseiko.co.jp)



《企業理念》

空間を追求する

《経営理念》

- ・ お客様第一主義に徹する
- ・ SQCD(安全、品質、価格、納期)を追求する
- ・ 「買う身になって考えよう」「5S」「私たちの心がけ」を実践する

《経営戦略》

弊社では「企業は人なり」「物づくりは人づくり」をスタンスとし、活力に満ちた社内基盤を培い、技術集団として優れた人材の育成に力を注いでいます。鋳物の空間部分を想定した「空間の追求」を企業理念とし、付加価値の高い製品作りに邁進してまいります。



《弊社の強み》

鋳造用鋳型(中子を含む)を製造するメーカーとして自動車関連部品を主に生産し、レーシングカーなどの精密部品を製造する技術を有しています。半世紀にわたり業界の発展と共に成長し、国内トップレベルの規模と技術を強みとしています。



第12回 定時会員総会ならびに 創立50周年記念式のご案内

第12回 定時会員総会ならびに創立50周年記念式を令和6年5月24日(金)13:20より刈谷市産業振興センターあいおいホールにて開催いたします。

※詳細は同封の案内をご覧ください。

また、同封のハガキにて出欠のお返事をお願いいたします。

全国安全週間説明会のご案内

1. 日時及び会場

6月3日(月) 13:30~15:45 碧南商工会議所

6月4日(火) 13:30~15:45 刈谷市総合文化センター 小ホール
(刈谷市若松町2-104)

2. 次第

あいさつ (一社)刈谷労働基準協会 各支部長
刈谷労働基準監督署 佐野 署長

説明 ①「第14次労働災害防止推進計画の振り返りと今後の動向について」(仮)
刈谷労働基準監督署 安東監督官

②「安全週間実施要綱等について」
刈谷労働基準監督署 鷗飼第二方面主任監督官

講演 「熱中症と経口補水療法」
(株)大塚製薬工場 担当者

お知らせ 「働く世代に役立つ健康情報」(仮)
各市保健センター 担当者

3. 会費 無料(非会員の方も無料です)

※参加をご希望される方は、右記QRコードからお申し込みいただけます。

お申込み締め切り:2024年5月17日(金)



2024年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技能講習	31Hフォークリフト	(学) 6月7日 (実) 6月8・9・15日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450円	
		(学) 7月5日 (実) 7月6・7・13日			
	有機溶剤作業主任者	6月3・4日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		6月20・21日	竜美丘会館 (岡崎市)		
		7月8・9日	あいち産業科学技術総合センター		
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	6月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		7月30・31日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	7月16・17・18日	あいち産業科学技術総合センター	17,710円	
		7月16・17・19日			
	石綿作業主任者	6月3・4日	あいち産業科学技術総合センター	13,321円	
7月1・2日					
特別教育	機械研削砥石	7月3・5日	あいち産業科学技術総合センター	13,750円	17,050円
	プレス機械金型等の調整	(学) 6月25日 (実) 6月26日	(学) 刈谷商工会議所 (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	アーク溶接	(学) 6月27・28日 (実) 6月29日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210円	26,510円
	低圧電気 (実技7H含む)	6月18・19日	刈谷商工会議所	17,050円 20,350円	
		7月23・24日			
	フルハーネス型墜落制止用器具	7月25日	あいち産業科学技術総合センター	9,570円	12,870円
	産業用ロボット	(学) 6月26・27日 (実) 6月29日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980円 38,280円	
		(学) 6月26・27日 (実) 7月3日			
	テールゲートリフター	(学) 7月12日 (実) 7月13日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 弘伸運輸 小垣江営業所	13,090円	16,390円
	その他	建築物石綿含有建材調査者	6月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円
化学物質管理者 (取扱事業所)		6月14日	あいち産業科学技術総合センター	15,180円	18,480円
安全管理者選任時		7月1・2日	あいち産業科学技術総合センター	18,150円	21,450円
安全衛生推進者		6月5・6日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	
職長教育(製造業)		6月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円 16,280円	
		7月10・11日			
		7月31・8月1日			
職長・安全衛生責任者教育 (建設業)		7月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	18,150円	21,450円
保護具着用管理責任者		6月24日	あいち産業科学技術総合センター	17,050円 20,350円	
		7月22日			
フォークリフト運転業務従事者安全衛生	7月25日	あいち産業科学技術総合センター	8,635円	11,935円	
有機溶剤従事者	6月7日	あいち産業科学技術総合センター	8,030円	11,330円	

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	6月	7月	8月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
労働法令 総合講座	1. 労働実務基礎講習（半日）		19	17	8	無 料		名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1日）		25		28	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4日間）		12 26	10 24		全日 36,700	全日 44,500	
	4. 建設業雇用管理者研修（1日）			○	○	無 料		名北労働基準協会他
労働問題 ナー セミナー	1. 令和6年度の労働の動向を聴くセミナー		18			無 料		ウィルあいち
	2. 労働トラブル防止総合講座		10		5	6,900	9,130	名北労働基準協会
	3. 2024年問題建設業対応セミナー					無 料		
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育			3		7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. ダイオキシン類特別教育			12		7,330	9,160	
社員 教 育	1. 管理能力向上研修		24			6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修			23				
	3. 人事考課者研修							
	4. ハラスメント防止研修			20				
	5. ハラスメント相談担当者研修		11					
	6. アンガーマネジメント研修			2				
	7. アサーティブ研修		20					

(県下各協会合同開催)

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練(KYT)1日研修会	7月19日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	18,700円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料	
	学科(日)	実技(日)				
技能講習	ガス溶接	6月18日	6月22日	豊和工業	トヨタ安全衛生教育センター	13,780円
	ショベルローダー運転	6月19日	6月20・21・24・25日	豊和工業(株)厚生会館	ポリテクセンター	53,370円
			6月26・27・28日・7月1日			
	はい作業	6月24日	6月25日	ポラビル		12,895円
乾燥設備	6月10日	6月11日	ポラビル		13,450円	
その他	エックス線作業	6月3・4・5・6日		ポラビル		33,500円
	局所排気装置自主検査者	6月3・4日	5 or 6 or 7日	ポラビル	ポラビル	63,000円
	作業環境測定士	6月24・25日		ポラビル		20,980円

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 緑
 不 休 災 害 黄
 休 業 災 害 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



あなたの職場、大丈夫ですか？

床の安全対策は、

HAYAJIN-グリップ
0566-36-5527
早川建設(株)防滑事業部




MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
 名古屋五城エイジェンシーオフィス
 〒460-0008
 愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
 TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
 刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
 www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
 全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
 夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
 外国人労働者・技術者派遣事業
 特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド 

〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
 Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

ミドリ安全の防災セット

□ 初動対応

□ 避難生活対応

□ 保管場所



【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セット
で災害発生後、**【3日間】**を生き抜く準備をサポート

M **ミドリ安全株式会社**
刈谷支店 / 愛知県知立市牛田 1-59 〒472-0003
電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿掲載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿掲載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四四八-〇八五三
（電話）〇五六六-二二一六三三七
刈谷市幸町二丁目二
（株）刈谷イッククス 博
定価一五〇円

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡をお願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073